

木造住宅「耐震化支援」事業補助金

【問合せ・申込み】都市計画課 ☎773・6662

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅は、現在の耐震基準を満たさず、耐震性が低いものが多いといわれています。市では、地震による建物被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事または除却工事にかかる費用の一部を補助します。

木造住宅の耐震診断 ～耐震性が気になる人～

対象（次のすべてに該当）

- ・市内に所在する個人所有の一戸建て
- ・現に居住しているか、居住することが確定（併用住宅も対象）
- ・昭和56年5月31日以前に着工
- ・壁・柱・床・屋根、その他の主要部分が木造

診断内容 ①現地調査、②耐震診断、③診断報告書の作成（補強アドバイスを含む）

※主に内外観や図面の確認で診断を行います

募集戸数 4戸（先着順）

受付期間 4月3日(月)～11月30日(木)

補助金額 ※令和5年度は診断費用の全額補助

延床面積	診断に要する費用	市補助額	自己負担額
70㎡以下	70,000円	70,000円	0円
70㎡超～175㎡以下	80,000円	80,000円	
175㎡超～	100,000円	100,000円	

木造住宅の耐震改修 ～改修を検討中の人～

対象（次のすべてに該当）

- ・市の補助する耐震診断の評点結果が1.0未満
- ・現在居住しているか、居住することが確定

対象費用

- ・耐震改修工事の費用（工事に必要な壁などの撤去・復旧などの費用を含む）
- ・設計・工事監理に要する費用

※耐震診断の評点が1.0以上になる耐震改修工事で、市に登録のある診断士が設計、工事監理を行う工事が対象。リフォーム工事などの費用は対象外

補助金額

耐震改修に要する費用の1/3（上限65万円）

募集戸数 2戸（先着順）

受付期間 4月3日(月)～10月31日(火)

木造住宅の除却 ～除却を検討中の人～

対象（次のすべてに該当）

- ・昭和56年5月31日以前に着工
- ・市の補助する耐震診断の評点結果が1.0未満または簡易耐震診断の結果が7点以下
- ・現に居住している住宅を除却して、建替えまたは住替え、もしくは、取得した住宅を除却して、現地建替えを行う

対象費用

除却工事の費用

※建設業許可または解体業登録を受けている県内業者、個人事業主が施工する工事が対象

補助金額

除却工事に要する費用の1/3（上限30万円）

募集戸数 2戸（先着順）

受付期間 4月3日(月)～10月31日(火)

※各事業の申請は、都市計画課、大和・塩浜市民センターのいずれかで申請してください

新規狩猟免許（猟銃）取得者、新規ライフル銃所持許可者、ライフル銃射撃練習者への補助

【問合せ・申込み】環境交通課 ☎773・6666

市の有害鳥獣捕獲に協力していただける担い手を確保するため、新たに銃の狩猟免許を取得した人などに対して、経費を補助します。

補助対象区分	対象経費（令和5年度のものに限る）	補助金額（申請件数により減額の場合あり）
新たに第1種銃猟免許の取得、猟銃の所持許可証の交付を受けた人	・健康診断料 ・射撃教習料 ・ハンター保険料	上限額：合計54,000円/人
新たにライフル銃所持許可証の交付を受けた人		
新潟県警指定の県外射撃場でライフル射撃教習か技能講習を受けた人、ライフル射撃練習をした人	・交通費	県外射撃場まで1往復につき5,000円（2往復まで）